

大情審答申第 453 号
平成 30 年 6 月 29 日

大阪市長 吉村 洋文 様

大阪市情報公開審査会
会長 上田 健介

答申書

大阪市情報公開条例（平成13年大阪市条例第3号。以下「条例」という。）第17条に基づき、大阪市長（以下「実施機関」という。）から平成28年6月6日付け大西成保福第64号により諮問のありました件について、次のとおり答申いたします。

第1 審査会の結論

実施機関が平成28年4月8日付け大西成保福第3号により行った部分公開決定（以下「本件決定」という。）は、妥当である。

第2 審査請求に至る経過

1 公開請求

審査請求人は、平成28年2月29日、条例第5条に基づき、実施機関に対し、「視野障害に係る身体障害者手帳交付申請に添付された『診断書で視野表の部分』。ただし、全区が保存しているH22年度以降について（視覚障害のもの）。」を求める公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 本件決定

実施機関は、本件請求に係る公文書を「視野障がいに係る『身体障がい者診断書・意見書（視覚障がい用）』（平成22年4月から平成28年2月までの西成区分）（平成22年度18件、平成23年度28件、平成24年度26件、平成25年度28件、平成26年度18件、平成27年度12件）」（以下「本件文書」という。）と特定した上で、条例第10条第1項に基づき、個人の氏名、生年月日、年齢、性別、住所、原因となった傷病・外傷名、傷病・外傷発生日、参考となる経過・現症、障がい固定又は障がい確定（推定）年月日、総合所見、将来再認定、再認定の時期、その他参考となる合併症状、視力、視野、中心視野、視能率、損失率、現症、病院又は診療所の名称、所在地、医師氏名、印影を公開しない理由を次のとおり付して、本件決定を行った。

記

条例第7条第1号に該当
（説明）

上記の情報は個人に関する情報であって、当該情報そのものにより又は他の情報と照合することにより、特定の個人が識別されるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものであると認められ、かつ同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないため。

3 審査請求

審査請求人は、平成 28 年 5 月 9 日、本件決定を不服として、実施機関に対して、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 4 条第 1 号に基づき、審査請求（以下「本件審査請求」という。）を行った。

第 3 審査請求人の主張

審査請求人の主張は、おおむね次のとおりである。

公開された診断書・意見書の病院名・医師名・印・視野表のすべてが黒ヌリで消されていたので公開を求める。

公開しない部分については 24 区統一するために総務局が指示したとのことだが、規則等に違反している。

第 4 実施機関の主張

1 本件文書において非公開とした情報について

本件文書は、身体障害者福祉法第 15 条第 1 項及び 3 項に基づき、身体に障がいのある者が身体障がい者手帳の交付を申請する際に添付が必要となる医師の診断書及び意見書である。また、実施機関が本件文書において公開しないこととした情報は、個人の氏名、生年月日、年齢、性別、住所、原因となった傷病・外傷名、傷病・外傷発生年月日、参考となる経過・現症、障がい固定又は障がい確定（推定）年月日、総合所見、将来再認定、再認定の時期、その他参考となる合併症状、視力、視野、中心視野、視能率、損失率、現症、病院又は診療所の名称、所在地、医師氏名及び印影である。

2 本件文書に対して本件決定を行った理由

(1) 個人の氏名、生年月日、年齢、性別、住所、医師氏名、印影

これらの情報は、個人に関する情報であって、当該情報そのものにより特定の個人を識別することができる情報であることから、条例第 7 条第 1 号に該当し、かつ、当該情報の性質上、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないと認められることから、条例第 7 条第 1 号に該当する非公開情報であると判断した。

(2) 原因となった傷病・外傷名、傷病・外傷発生年月日、参考となる経過・現症、障がい固定又は障がい確定（推定）年月日、総合所見、将来再認定、再認定の時期、その他参考となる合併症状、視力、視野、中心視野、視能率、損失率、現症、病院又は診療所の名称、所在地

これらの情報は、視力、視野等個人の障がいに関する心身の状況に関する詳細な情報及び病院等の名称、所在地であり、特定の個人を識別することはできないが、これらの情報を公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれがあることか

ら、条例第7条第1号に該当し、かつ、当該情報の性質上、同号ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しないと認められることから、条例第7条第1号に該当する非公開情報であると判断した。

第5 審査会の判断

1 基本的な考え方

条例の基本的な理念は、第1条が定めるように、市民の公文書の公開を求める具体的な権利を保障することによって、本市等の説明責務を全うし、もって市民の市政参加を推進し、市政に対する市民の理解と信頼の確保を図ることにある。したがって、条例の解釈及び運用は、第3条が明記するように、公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から行われなければならない。

しかしながら、条例はすべての公文書の公開を義務づけているわけではなく、第7条本文において、公開請求に係る公文書に同条各号のいずれかに該当する情報が記載されている場合は、実施機関の公開義務を免除している。もちろん、この第7条各号が定める情報のいずれかに該当するか否かの具体的判断に当たっては、当該各号の定め趣旨を十分に考慮しつつ、条例の上記理念に照らし、かつ公文書の公開を請求する市民の権利を十分尊重する見地から、厳正になされなければならないことはいうまでもない。

2 争点

審査請求人は、本件文書で実施機関が条例第7条第1号に該当することを理由に非公開とした情報のうち、病院又は診療所の名称、医師氏名、印影、視力、視野、中心視野、視能率、損失率及び現症（以下「本件非公開情報」という。）の公開を求めて争っている。

したがって、本件審査請求における争点は、本件非公開情報の条例第7条第1号該当性である。

3 本件非公開情報の条例第7条第1号該当性について

(1) 条例第7条第1号の基本的な考え方

条例第7条第1号本文は、「個人に関する情報…であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの（他の情報と照合することにより、特定の個人を識別することができることとなるものを含む。）又は特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」は原則的に公開しないことができると規定するが、同号ただし書において、「ア 法令若しくは条例…の規定により又は慣行として公にされ、又は公開することが予定されている情報、イ 人の生命、身体、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報、ウ 当該個人が公務員等…である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」は、条例第7条第1号本文に該当する場合であっても、公

開しなければならない旨規定している。

また、「特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるもの。」とは、カルテ、反省文など個人の人格と密接に関わる情報であって、氏名、肩書その他の個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあるものと解される。

(2) 病院又は診療所の名称、医師氏名及び印影の条例第7条第1号該当性について

本件文書は、実施機関である西成区役所において、平成22年4月1日以降に視野障がいのある者が身体障がい者手帳の交付の申請を行った際に添付された医師の診断書及び意見書である。

ここで、条例第7条第1号に定める「他の情報」として照合すべき情報の基準について、同号は、通常容易に知り得る情報に限定せず、単に「他の情報」としている。これは、新聞や出版物など通常容易に知り得る情報と照合するだけでは特定の個人を識別することができない場合であっても、親族、友人、同僚、関係者等が知り得る情報と照合することにより特定の個人が識別される場合があることを考慮したものと解される。

また、その内容や性質によって特段の配慮を要するものについてはその内容や性質から保護すべき必要性の高い情報であるほど個人が識別される可能性が低くても本号に該当することに留意する必要があると解される。

本件文書は、身体障がい者手帳交付申請のための医師の診断書・意見書という個人の人格に密接に関わる情報であることから、照合すべき情報の基準について特段の配慮の必要性があることが認められる。

本件決定は西成区役所に対する視野障がいの身体障がい者手帳交付申請に限定されていることから、本件非公開情報のうち病院又は診療所の名称、医師氏名及び印影を公開することにより、近隣住民や知り合いであれば知り得る情報と照合することにより、身体障がい者手帳申請者である特定の個人を識別することができることと認められる。

したがって、病院又は診療所の名称、医師氏名及び印影は条例第7条第1号本文に該当し、また情報の性質上、ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しない。

(3) 視力、視野、中心視野、視能率、損失率及び現症の条例第7条第1号該当性について

当審査会において本件文書を見分したところ、個人の視野障がいの状況が詳細に分かるものであった。

身体障がい者手帳交付申請のために医師が作成した個人の視野障がいの詳細な診断結果であるという本件文書の性質を踏まえると、本件非公開情報のうち視力、視野、中心視野、視能率、損失率及び現症は、個人の人格と密接に関わる情報であって、個人識別性のある部分を除いたとしても、公にすることにより、なお個人の権利利益を害するおそれがあると認められる。

したがって、視力、視野、中心視野、視能率、損失率及び現症は、条例第7条第1号本文に該当し、また情報の性質上、ただし書ア、イ、ウのいずれにも該当しな

い。

4 結論

以上により、第1記載のとおり、判断する。

(答申に関与した委員の氏名)

委員 上田 健介、委員 岡田 さなゑ、委員 久末 弥生

(参考) 答申に至る経過

平成28年度諮問受理第6号

年 月 日	経 過
平成28年6月6日	諮問書の受理
平成28年7月27日	実施機関からの意見書の收受
平成28年12月6日	調査審議
平成28年12月19日	調査審議
平成29年1月23日	調査審議
平成29年2月1日	調査審議
平成29年2月22日	調査審議
平成29年3月10日	調査審議
平成29年5月19日	調査審議
平成29年6月7日	調査審議 (実施機関の陳述)
平成29年7月10日	調査審議
平成29年10月11日	調査審議 (審査請求人の口頭意見陳述)、審査請求人からの意見書の收受
平成30年5月11日	調査審議
平成30年6月8日	調査審議
平成30年6月29日	答申